

日薬業発第342号
令和6年1月7日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

令和6年能登半島地震にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化の延長等について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほかより別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間については、令和6年1月2日付け事務連絡にてお知らせしたところですが、一部地域におけるアクティブ化の期間が令和6年1月14日まで延長されました。なお、当該地域以外の地域においては、1月7日をもって終了されます（別添1、2）。

また、厚生労働省において、マイナポータル等を利用した服薬情報等の把握方法の具体的操作方法を説明するチラシが作成されましたので、あわせてご案内いたします（別添3）。

貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

1. 令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について
(令和6年1月5日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか)
2. 令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について（その2）
(令和6年1月7日付け事務連絡、厚生労働省保険局医療介護連携政策課ほか)
3. マイナポータル等を利用した服薬情報等の把握方法のご案内（チラシ「被災者の方の服薬履歴等を確認できます！」）

※チラシは PDF ファイルで添付しています。現地で活動される方々へのご案内等、お取り計らいのほどをお願いいたします。



<別添 1>

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 5 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化の延長等について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事務連絡
令和 6 年 1 月 5 日社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会 } 御中厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課令和 6 年能登半島地震にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化の延長等について

オンライン資格確認等システム利用規約 第 21 条第 2 項及び 電子処方箋管理サービス利用規約 第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、『令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）』（令和 6 年 1 月 1 日付事務連絡）にてお示ししたところですが、下記のとおり、一部地域の医療機関・薬局についてアクティブ化を延長するとともに、当該地域以外の地域の医療機関・薬局については、令和 6 年 1 月 7 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化を終了していただきますよう、お願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	石川県金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町 富山県氷見市
期間	令和 6 年 1 月 14 日まで（延長）

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。

なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf) をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 20 条第 2 項第 2 号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

事 務 連 絡
令和 5 年 1 月 26 日

社会保険診療報酬支払基金
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

オンライン資格確認等システム及び電子処方箋管理サービスを導入している医療機関・薬局においては、最新の保険資格情報のみならず、患者がマイナンバーカードを用いて本人確認を行い、薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）の提供に同意した場合に限り、医師等の有資格者は医療情報も閲覧することが可能です。

また、「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項（以下「特定条項」という。）のとおりに、災害等が発生した場合には、患者がマイナンバーカードを紛失等した場合であっても、医療機関・薬局は、オンライン資格確認等システムを通して保険資格情報・医療情報を閲覧することができます。

オンライン資格確認等システム利用規約

第二十一条 （略）

- 2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

電子処方箋管理サービス利用規約

第二十一条 （略）

- 2 前項の規定によらず、天災地変により実施機関が必要と判断した場合は、患者から口頭で同意を取得することをもって、サービス利用者は薬剤情報・

特定健診情報等の提供を求めることができます。また、同様の場合であって患者から口頭で同意を取得することが困難な場合、前項の規定によらず、同意の取得は必要ありません。

災害等発生時における特定条項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧は、医療保険情報提供等実施機関（以下「実施機関」という。）が「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化することで閲覧可能となります。

つきましては、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用される災害等が発生した時には、災害救助法が適用された市区町村に対して、当面、災害救助法の適用第一報から一週間、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化するとともに、その旨を同対象地域に存する医療機関・薬局に周知を行うよう、よろしくお願いいたします。

上記の取扱は、災害救助法等が適用される災害等が発生した時に実施機関において初動対応として実施いただくものとし、その上で、個別の災害等の状況に応じ、当課から上記の取扱について確認的に、又は上記の取扱の終了等について御連絡するために、別途事務連絡を発出させていただくことを申し添えます。

今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡発出に伴い、「オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和 4 年 3 月 17 日厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）は廃止します。

以上

医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

- 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。

なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

- 「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第 2 項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第 2 項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」(https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf) をご参照ください。

3. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

4. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (3) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (4) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 20 条第 2 項第 2 号に基づき、本人の同意は必要ありません。

この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

第二十条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 （略）

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三～八 （略）

<別添 2>

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 7 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚 生 労 働 省 医 薬 局 総 務 課

オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」
のアクティブ化の延長等について

標記につきましては、今般、別紙 1 のとおり、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会あてに連絡しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 7 日社会保険診療報酬支払基金 }
国民健康保険中央会 } 御中厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課令和 6 年能登半島地震にかかる
オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化の延長等について（その 2）

オンライン資格確認等システム利用規約 第 21 条第 2 項及び 電子処方箋管理
サービス利用規約 第 21 条第 2 項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能
のアクティブ化範囲等については、『令和 6 年能登半島地震にかかるオンライン
資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化
する医療機関・薬局の範囲・期間について（その 2）』（令和 6 年 1 月 1 日付事務
連絡）にてお示ししたところですが、下記のとおり、一部地域の医療機関・薬局
についてアクティブ化を延長するとともに、当該地域以外の地域の医療機関・薬
局については、令和 6 年 1 月 7 日をもって「緊急時医療情報・資格確認機能」の
アクティブ化を終了していただきますよう、お願いいたします。

また、今般の措置について、対象地域の医療機関・薬局に周知いただきますよ
うお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化対象範囲・期間

範囲	石川県金沢市 七尾市 小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市 かほく市 白山市 能美市 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町 富山県氷見市 <u>高岡市</u> <u>射水市</u>
期間	令和 6 年 1 月 14 日まで（延長）

以上

※本事務連絡の参考及びその別添は、1月5日付け事務連絡と同じため割愛

被災者の方の服薬履歴等を確認できます！



- ◆ オンライン資格確認等システムの「災害時医療情報閲覧機能」（災害時モード）により、患者が被災されマイナンバーカードを持参していない場合でも、氏名、生年月日、性別、住所等で、薬剤情報・診療情報・特定健診情報の閲覧ができます。
- ◆ 患者の資格情報の一部として、保険者番号、記号・番号や枝番を確認することもできます。

※ 本機能は、「資格確認端末」からのみご利用いただけます。普段お使いの、レセプトコンピュータ等からはご利用いただけないのでご注意ください。

- ① オンライン資格確認等システムにログイン
※医療情報閲覧アカウントまたは管理アカウントのIDとパスワードを使用してください。

- ② 緊急時医療情報・資格確認機能の災害時医療情報閲覧をクリックします。

- ③ 「被保険者証等による検索」又は「氏名、住所等による検索」を選択し、検索条件を入力します。

- ④ 該当者の患者情報を確認し、薬剤情報等の閲覧同意の有無を登録します。

- ⑤ 閲覧する情報・対象期間を選択します。

- ⑥ 選択した薬剤情報等が表示されます。

処方実施			
調剤	処方・使用	医薬品名	調剤数量
調剤区分	区分	成分名	
年月日	※1	【用法】※2 / ※1 回用量 ※2 / 【用法等の特別指示】※2	
1年12月 15日	サンブルC病院		
入院 内服	1. ミヤザン錠 (経口薬)		2錠 1日分
	2. ゼムラ大腸中道エキス錠剤 (経口薬) (大建中道エキス)		3g 1日分
	3. スルピリド錠50mg「サワイ」 (スルピリド)		2錠 1日分
13日	サンブルC病院		
入院 注射	1. フェンタニル注射液0.5mg「テルモ」 0.005%10mL (フェンタニルエシエン酸塩)		3管 1回
	2. 大腸生食液 20mL (生理食塩水)		3管 1回
7日	サンブルG病院		
入院 在宅	1. トレシバ® フレックスタッチ 300単位 (インスリンデグルデク (遺伝子組換え))		1キット 1処方分
	2. インスリン リスプロB5速ソロスターH「サノフィ」 300単位 (インスリンリスプロ (遺伝子組み換え))		1キット 1処方分
内服	3. ニフェジピンC錠20mg「サワイ」 (ニフェジピン)		1錠 3日分

災害時モードが利用できない場合、スマートフォンからマイナポータルで服薬履歴を確認できます！

- ◆ マイナンバーカードをお持ちの方は、ご自身やご家族のスマートフォンからマイナポータルにログインすることにより、自分自身の過去の医療情報を確認することができます。
- ◆ 避難所において、医療関係者に対し、普段飲んでいるお薬や特定健診のデータを共有したい場合にもご利用ください。

マイナポータルにログイン



※ログインには4桁の暗証番号入力が必要です。

「わたしの情報」



「健康・医療」



「診療・薬剤情報」



表示対象日を選択



「表示する」



※ 被保険者番号などの資格情報や、電子処方箋の処方・調剤情報も確認できます。

【薬剤情報の表示例】

1日	サンプルA薬局（サンプルAクリニック）	
院外 内服	1. 向）エチゾラム錠0.5mg「日医工」 （エチゾラム） 【1日3回食後服用】	3錠 30日分
	2. エンベラシン配合錠 （ベタメタゾン・d-クロロフェニラミンマレイン酸塩） 【1日2回朝夕食後】	2錠 35日分
	3. サインバルタカプセル20mg （デュロキセチン塩酸塩） 【1日1回朝食後】	3カプセル 35日分
	4. ラベプラゾールナトリウム錠10mg「日医工」 （ラベプラゾールナトリウム） 【1日1回朝食後】	1錠 14日分
	5. モサプリドクエン酸塩5mg「武田テバ」 （モサプリドクエン酸塩水和物） 【1日3回食後服用】	3錠 14日分
外用	6. スミルstick3% （フェルビナク） 【1日数回疼痛部に塗布】	80g 1処方分

※PDF又はCSV形式でダウンロードすることもできます。
※薬剤情報のみマイナポータル実証β版からも確認ができます。

マイナポータル

検索



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare